

令和2年3月

受動喫煙防止対策に係る健康増進法改正に伴う町対応について

上川町長 佐藤 芳治

先般、望まない受動喫煙を防止するために「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）が公布され、多数の者が利用する施設等の管理権限者に受動喫煙防止の措置を講ずることを義務づけ、また全ての者に対し喫煙禁止場所における喫煙が禁止されました。

これにより、学校・医療機関・行政機関等第1種施設の管理権限者である町は、令和元年7月1日から小・中学校、上川医療センター、保育所、役場において敷地内禁煙の措置を講じており、令和2年4月1日から町内の飲食店・オフィス・事業所・観光施設等ほとんどの施設（第2種施設）において、原則屋内禁煙の措置を講ずることが施設権限者の義務となります。

町は、国の改正法の趣旨（枠内参照）に則り、今後も受動喫煙防止対策を総合的かつ計画的に推進することとし、町民等に対し ①受動喫煙に関する知識の普及 ②受動喫煙の防止に関する意識の啓発 ③受動喫煙の防止に必要な環境の整備 を図り、また令和2年4月制定が予定されている「北海道受動喫煙の防止に関する条例（仮称）」を順守するよう努めます。

<改正法の趣旨>

改正法は望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】 望まない受動喫煙をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】 施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。